

平成31年4月 自習室個席の指定について

法4号館1階～3階の自習室及び第2本部棟7階の第2・第3自習室の個席は指定席制となっている。2019年4月1日から2020年3月までの指定席を別添のとおり学務委員会で指定したので、4月1日以降から、掲示および各個席に配布してある「自習室利用の手引き（改訂版）」を遵守の上、各自指定された個席の利用を開始すること。（私物の移動も4月1日以降にすること。）

なお、利用にあたって以下の点に留意されたい。

- ・学生同士の合意の上で個席を交換した場合は法科大学院学生向けホームページから様式をダウンロードし、大学院係窓口前のボックスに届け出ること。
- ・万一指定された個席に以前の利用者の私物が特段の表示も無しに残置されていた場合には、私物の置き捨てとみなし、新たに指定された者が撤去しても構わないこととするが、その場合は、法科大学院生向けホームページからダウンロードした「法科大学院自習室残置物撤去届」に必要事項を記入した上で教育支援室に申し出て指示に従うこと。申請する前に自身の判断で処分をしないこと。

なお、表示がある場合の扱いについては別に掲示した「自習室個席の清掃・原状復帰についてのQ&A」を参照すること。

- ・第2本部棟7階の第2自習室、第3自習室に個席を指定された学生は、ガラス棟3階のロッカーの他に、第2本部棟7階722号室のロッカーを使用することを認める。個席番号に対応するロッカーを使用してよい。なお、722号室内のロッカーのカギは配付しないので、貴重品を入れないようにすること。

2019年3月

法曹養成専攻長